

FDA 施設登録連絡担当者 様

公益社団法人

日本缶詰びん詰レトルト



FDA 食品施設登録番号についてのご注意

—第三者等により施設登録番号が新規登録される事例が発生しています—

本会では、FDA 施設登録サービスの一環として施設登録番号を管理しており、定期的に施設登録番号を確認しております。

その中で、製造者様の取引先となる商社や貿易会社、あるいは正式な輸出ルートではない並行輸出を行う第三者が、本会が関知しない状態で新規に施設登録番号を取得し、その結果、本会が管理していた既存の施設登録番号が取り消される事例が発生しております。

これは、施設登録番号の新規取得が、登録工場の基本情報の入手と米国代理人の設定ができれば誰でも可能なためです。第三者が新規に取得した施設登録番号が FDA で承認されますと、自動的に既存の施設登録番号が取り消される仕組みになっています。

現在の FDA のシステム上、第三者による施設登録番号の新規取得につきましては、根本的な解決策がありません。

なお、FDA が既存の施設登録番号を取り消す処理を行った際は、FDA から登録施設の連絡担当者あてに、取り消されたことを知らせるメールが届きます〔件名 Registration Cancelled (FFR Number:11 桁の施設登録番号)〕。

このメールは、登録施設の連絡担当者のみを送信され、本会の担当者や米国代理人には届きません。（優先連絡先を指定された場合、登録施設の連絡担当者には FDA からのメール連絡はいきませんのでご注意ください！）

登録施設の連絡担当者様におかれましては、既存の施設登録番号が取り消される可能性があることについて留意し、FDA からのメールの確認を徹底していただき、FDA から施設登録番号の取り消しに関するメールが届きましたら、至急本会にご相談くださいますよう、お願いいたします。

ただし、本会が施設登録番号を再登録する際は、経緯の確認のために複数回にわたって FDA と連絡を取る必要があるため、早急に対応することは難しく、お時間をいただくこととなりますので、ご了承願います。

*製品の輸出中に既存の施設登録番号が取り消された場合、製品が通関停止となり保税倉庫での保管中、延滞費用が発生いたします。本会では、通関停止になった製品に対する通関督促業務および通関停止により延滞費用、その他の費用が発生した場合の補償については対応しておりませんのでご了承願います。緊急の場合は、製造者様の取引先となる商社や貿易会社にサポートをご依頼ください。